

## 市第57号及び市第58号議案 公有水面埋立てに関する意見提出

### 1 趣 旨

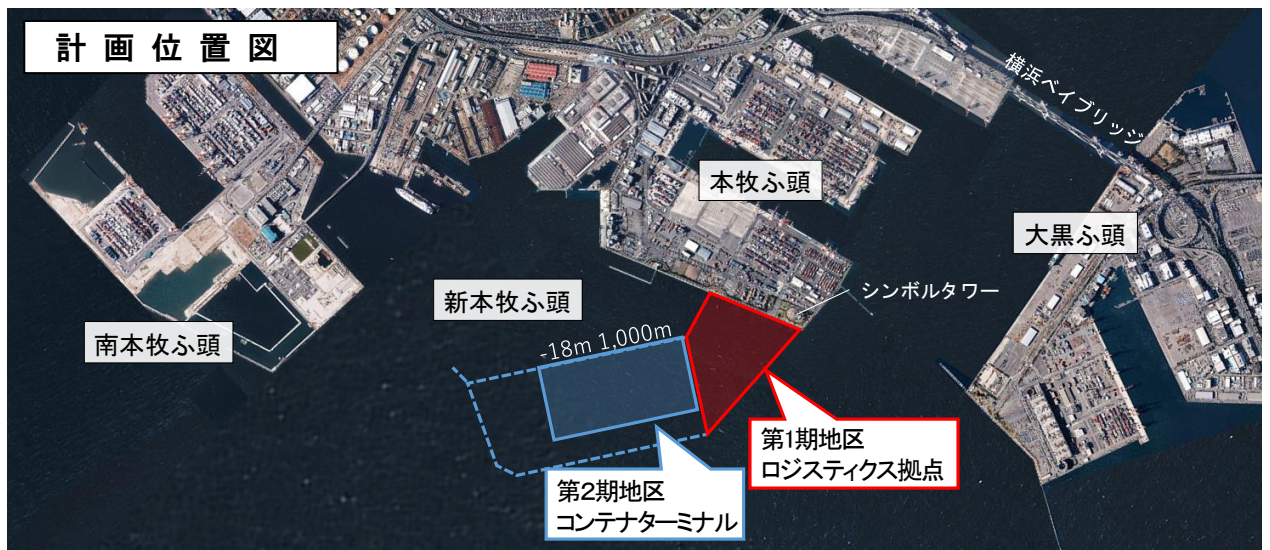
新本牧ふ頭の公有水面埋立免許願書・承認願書が港湾管理者横浜市長にそれぞれ提出され、これらの埋立てをすることについて、港湾管理者横浜市長から地元市町村長である横浜市長に意見を求められました。

この意見の提出にあたっては、公有水面埋立法第3条第4項の規定に基づき、議会の議決が必要であることから、本件議案を提出するものです。

### 2 新本牧ふ頭整備事業の概要

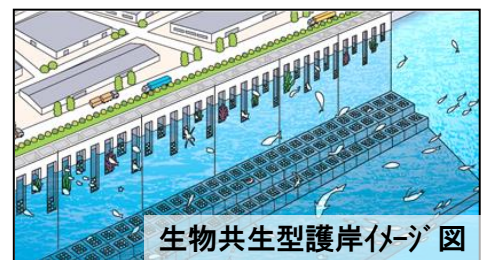
#### (1) 事業の目的

新本牧ふ頭は、国際コンテナ戦略港湾施策の一環で、大水深・高規格コンテナターミナルと高度な流通加工機能を有するロジスティクス施設からなる新たな物流拠点を形成するものです。また、市内公共事業等から発生する建設発生土を受け入れる役割も担います。



#### (2) これまでの経緯

- ・平成26年12月 港湾計画へ位置付け
- ・29年3月～31年3月
  - ・環境影響評価を国土交通省とともに実施
  - ・審査会等での意見を踏まえ、生物共生型護岸を整備するとともに、護岸上部には水際線緑地を形成し、海釣りの場としての利用など広く市民に開放することで環境に配慮
- ・30年12月 漁業補償について市内3漁業組合等と合意
  - ・東海旅客鉄道(株)から、第1期地区への建設発生土の受入れの要請と護岸整備費の負担の申し出を受け合意
- ・31年4月 第2期地区について、国直轄事業として新規事業採択・予算化



### 3 公有水面埋立免許願書等の概要

出願人	埋立面積	埋立地の用途	埋立てに要する期間	事業期間(参考)
横浜市	約 38.2ha	保管施設用地 (ロジスティクス用地) 緑地、道路用地	8年	令和元年度 ～元年代後半
国土交通省 関東地方整備局	約 50.5ha	ふ頭用地 (コンテナターミナル用地) 道路用地	11年2箇月	令和元年度 ～10年代前半

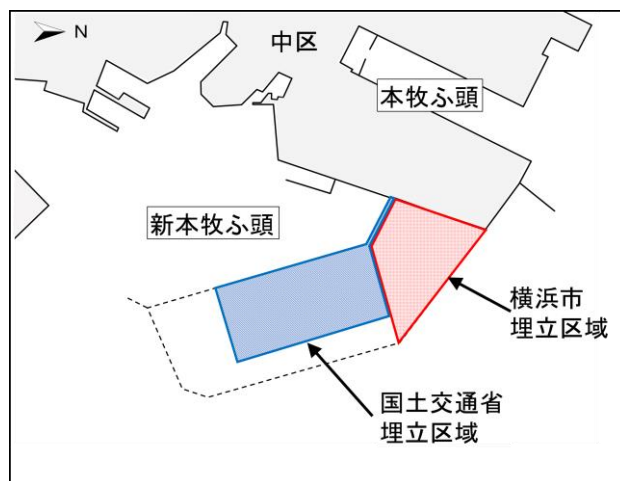
### 4 地元市町村長（横浜市長）の意見（案）

#### (1) 横浜市埋立免許願書への意見

「この埋立計画は、横浜港の物流機能の充実及び国際競争力の強化に資する新たな物流拠点の整備を図るため必要である」

#### (2) 国土交通省埋立承認願書への意見

「この埋立計画は、横浜港の物流機能の充実及び国際競争力の強化並びに大規模地震にも対応できる大水深・高規格コンテナターミナルの整備を図るため必要である」



埋立区域平面図

### 5 今後のスケジュール

- ・ 横浜市の埋立てについては、本議会での議決を経て、**国土交通大臣へ認可申請**を行い、**環境大臣の意見**を聴取した上で、認可されます。国土交通大臣の認可後、**11月頃に埋立免許を取得し、工事着手**する予定です。
- ・ 国土交通省の埋立てについても、**同時期に埋立承認**を得て、**工事着手**する予定です。

#### 埋立免許等の手続スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
手続	出願(国・市)						承認(国)・免許(市)	
	縦覧		地元市町村長意見照会 関係行政機関協議		市会議決		国認可	市報登載
	<b>工事着手</b>							

※ 願書の縦覧は令和元年5月15日～6月4日までの3週間行い、縦覧者5件、意見書の提出はありませんでした。

### <参考>

#### 公有水面埋立法

**第三条** 都道府県知事は、埋立の免許の出願があったときは遅滞なくその事件の要領を告示するとともに、前条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書をその告示の日より起算して三週間公衆の縦覧に供しかつ期限を定めて**地元市町村長の意見を慫しなければならない**。ただし、其の出願が却下されるべきものであるときはこの限りでない。

(第2項及び第3項省略)

**4 市町村長は、第一項の規定により意見を述べようとするときは、議会の議決を経ることを要する。**